

南種子町農業委員会平成 25 年 8 月総会議事録

1. 開催日時 平成 25 年 8 月 20 日（火）午前 9 時 30 分から午前 10 時 5 分

2. 開催場所 研修センター 1 階西側会議室

3. 出席委員

会長	8 番	戸石 助美			
会長職務代理者	10 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	小脇 登	2 番	中峯 哲義	
	3 番	中里 安男	4 番	寺田 誠	
	5 番	小山 重和	6 番	小脇 又男	
	7 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	11 番	古市 道則	12 番	西園 和良	

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 21 年度第 3 号並びに平成 25 年度第 19 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 24 号農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 南種子町農地流動化奨励金申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 25 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい

でしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 6 番、小脇 又男委員。7 番、西田 暁委員を指名します。

議長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。

事務局長 それでは諸般の報告をいたします。7 月 19 日、新栄物産 平成 25 年産新米出発式が 16 時から新栄物産で開催され、会長、局長、職員が出席しております。7 月 20 日、JA 種子屋久平成 25 年産「種子島コシヒカリ」出発式が 11 時から JA 茎永ライスセンターで開催され、会長、局長が出席しております。7 月 22 日、町和牛部会定期総会、13 時 30 分から桂荘で開催され、会長が出席しております。7 月 26 日、県農業会議 7 月定例常任会議員会議、県農業会議第 84 回通常総会、全国一斉街頭活動ということで、鹿児島市のほうで開催されております。出席については、会長、係長が出席しております。内容については農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件、平成 24 年度事業実績・平成 25 年度事業計画、街頭活動につきましては、鹿児島市の市街地のほうで T P P 内容周知チラシ配布ということで、詳しくは全員協議会のほうで報告をします。8 月 2 日、町糖業振興会監査、8 時 40 分から役場のほうで開催され、会長が監査をしております。内容については平成 24 年度収支決算書関係書類監査ということであります。8 月 7 日、町ふるさと祭実行委員会、13 時から研修センターで開催され、会長が出席しております。内容については平成 25 年度ふるさと祭の開催についてであります。開催日については 11 月 2 日から 3 日にかけて、例年どおりの日程であります。8 月 8 日、現地調査、9 時から町内で行われまして、出席者については、会長、西園農地部長、中峯、中里、寺田、高田委員であります。それと事務局の出席であります。内容については、3 条、5 条、農地転用、奨励金、現況確認、農地パトロールであります。8 月 9 日、県農業者年金加入推進特別研修会、10 時から鹿児島市のほうで開催され、会長、局長が出席しております。内容については、県加入推進取り組み方針。「加入者累計 13 万人に向けた前期 3 ヶ年運動」南種子町加入推進目標 9 人、平成 25 年度は 3 人の推進目標であります。8 月 11 日、町ロケット祭 祭典神事、13 時から前之峯陸上競技場で開催され、会長、局長が出席しております。8 月 19 日、町きび甘藷振興会生産者大会、9 時から福祉センターで開催され、会長、局長が出席しております。内容につきましては、さとうきび・でん粉原料用甘藷生産振興対策であります。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第 3、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に

よる平成 21 年度第 3 号並びに平成 25 年度第 19 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題とします。事務局より議案第 1 号の説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号について説明いたします。議案第 1 号は農用地利用集積計画の一部変更、賃貸借権 1 件、所有権移転 1 件について承認を求めるものでございます。資料 2 ページから 5 ページに関するものでございます。資料 2 ページをお開きください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の一部変更について内容を説明】

以上、1 号議案について承認を求めるものです。よろしくお願ひいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

職務代理 異議がないようですので、議案第 1 号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので原案のとおり決定いたします。議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第 4、議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 24 号農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題とします。事務局より議案第 2 号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第 2 号は農用地利用集積計画の承認について、平成 25 年 8 月 30 日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権 7 件、使用貸借権 2 件、所有権移転 1 件を定めたいので承認を求めるものです。資料は 8 ページから 12 ページのほうをご覧ください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑ありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 はい。小脇委員。
6 番委員 賃貸借の 8 番、11 ページになりますが、この A さんと、B さんの賃貸借、

1反9畝に対して32,130円となっていますが、これは間違いではないでしょうか。

事務局 確認をします。

事務局 すみません。19,000円の誤りでした。訂正をお願いします。

議長 他にありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・C、譲受人・D 外3件を議題とします。議案第3号の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 39ページをお願いします。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が4件です。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

【議案第3号、整理番号1番から4番を議案書をもとに朗読】

これらの件につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の総てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番。高田委員。

9番委員 整理番号1番のDさんとCさんの分について説明をいたします。譲受人のDさんと譲渡人のCさんは、親子関係になります。譲渡人のCさんにつきましては、年齢的にも89歳と高齢でございます。そういう関係で今回、娘さんのDさんに贈与という形で農地を渡すということになります。Cさんにつきましては、男の子ども達もおりますけれども、それぞれ島外に出ております。そういう関係でDさんに所有権を一元化したいということです。事務局から説明がありましたように、それぞれ農地法の各号には触れないと思いますので、今後も農地の経営を十二分に行うと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長 整理番号2番、3番、4番。寺田委員。

4番委員 まず、2番のほうですけれども、EさんからFさんのほうに所有権を移転しているものでございます。代物弁済という形でございます。これは現地のほうは、以前にさとうきびを植えた跡が、そのまま放置されたような

形になって、荒れ地という訳ではないけれども、たたけば直ぐ畑になるという格好でございます。この度、Fさんが取ることによって、安納芋を作付けするというので、その周りも安納芋を作付けしておりますので、周辺の農地等に影響がないものと考えております。それからまた、機械とか労力的にも十分利用できるというふうに思っております。それから3番と4番ですけれども、GさんとHさん、それからIさんのほうは兄弟でございます。親父が死んで、それぞれの兄弟に贈与という形で分割されたというふうな形でございます。Hさんのほうはバスの運転手をしておりまして、農業開始をするということで、家の近くに1カ所にまとめたような形で、土地が贈与されているということで、いま現在さとうきびが作付けをなされています。ちょっと機械はありませんけれども、リースとか他人の機械を借りながら、自分の機械をじきに揃えていきたいというふうに考えているようでございますので、有効的に利用できる、能力的にも出来るんじゃないかなと思っております。Iさんのほうは前から、建設等で勤めている方でございますけれども、きびの作付けだけをしておりまして、規模拡大ということで、そちらのほうも、さとうきびの植え付けをされておりますから、何ら問題はないように思います。以上でございます。

議長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・J、譲受人・Kを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

【議案第4号、議案書をもとに朗読】

詳細につきましては、49ページから54ページのほうに資料を添付しておりますので、お目通しをお願いします。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。寺田委員。

4番委員 JさんとKさんは、親子関係でございます。Kさんはの配送センターのほうで勤めております。場所的にはの坂道を上るところで、Jさんの倉庫があるところの畑でございます。そっちの土地のほうは全て

周りは父親のJさんの土地でございまして、そこに108㎡の住宅と42㎡の車庫を造る予定でございまして。道より引っ込んでおりますけれども、騒音対策として奥のほうに建設する予定でございまして。ですから、こっちに住宅を建てても、周りの農地に影響は無いものと考えます。以上でございまして。

議長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第4号については全員賛成ですので、原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議長 日程第7、議案第5号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・Lを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。55ページをお開きください。議案第5号 農地流動化奨励金交付申請について説明します。申請人はLさん、利用権設定年月日は、2013年5月31日です。土地の所在が の1筆です。地積は31アールで、これは以前現地調査に行ったときには耕作されてなかったんですけども、後日、耕作を確認したので議案第5号にあげたものです。以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第5号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全て終了いたしました。ありがとうございました。